

## 協議の結果届（記載見本）

【書類名】 協議の結果届  
【提出日】 令和××年１２月 １日）  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】  
【出願番号】 意願２０××－５×××××  
【意匠登録出願人】  
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ ９９, リュ ドゥ セキトン ２  
【住所又は居所原語表記】 ２ Rue de Sekiton, Geneva  
９９, Switzerland  
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション  
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation  
【代理人】  
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関３－４－３  
【弁理士】  
【氏名又は名称】 国際 太郎  
【協議命令の日付】 令和××年１１月１日  
【協議の相手】  
【住所又は居所】 出願人と同一  
【氏名又は名称】 出願人と同一  
【出願番号】 意願２０××－５×××××  
【協議の結果】 本願を、協議対象の意匠登録出願「意願２０××－５×××××」  
を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願に補正する。

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4) 【協議命令の日付】欄には、「協議の結果届」を届け出る旨を指令している協議指令書の発送日を記載してください。
- (注5) 協議対象の出願が同一出願人によるものである場合には、【協議の相手】欄の【住所又は居所】及び【氏名又は名称】欄には「出願人と同一」と記載することができます。
- (注6) 協議対象が複数人の場合、【協議の相手】欄から【出願番号】欄までを人数分繰り返し設け、記載してください。
- (注7) 【協議の結果】欄には「協議対象である「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」を意匠登録を受ける意匠と定め、本願はWIPO国際事務局に限定の手続を行うこととする。」や「協議対象の意匠登録出願「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」を、本願を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願とする。」のように、本願の協議結果を記載してください。